

## 令和 7 年度

## さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会 委員名簿

(要綱掲載順・敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委 員	臼 杵 信 裕	元さいたま市教育委員会 教育長
委 員	上 野 茂 昭	埼玉大学 教育学部 准教授
委 員	森 田 真 紀 子	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 児童課長
委 員	駒 木 根 敦 子	特定非営利活動法人 さいたま市学童保育の会 事務局次長
委 員	波 田 野 晴 一	さいたま市 民生委員児童委員協議会 理事
委 員	高 橋 麗 子	さいたま市 民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副部会長
委 員	佐 野 公 子	さいたま市立小学校校長会 (さいたま市立木崎小学校長)
委 員	菅 野 千 香 子	さいたま市 P T A 協議会 副会長
委 員	橋 本 正 晴	青少年育成さいたま市民会議 常任理事
委 員	溝 口 誠	チャレンジスクール運営会議 会長

## さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市において、放課後対策事業の総合的な在り方を検討し、効率的かつ円滑な実施を推し進めるため、さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の事項について検討する。

- (1)放課後子ども総合プランの推進
- (2)放課後対策事業の実施方針
- (3)安全管理方策
- (4)広報活動方策
- (5)指導者研修の企画
- (6)事業実施後の検証・評価
- (7)その他、放課後子ども総合プラン推進事業の実施に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会の委員は15人以内とし、学識経験者及び別表に掲げる団体が推薦する者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて推進委員会に諮り、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、子育て未来部放課後児童課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 別表 （第3条関係）

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
特定非営利活動法人さいたま市学童保育の会
さいたま市民生委員児童委員協議会
さいたま市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会
さいたま市立小学校校長会
さいたま市PTA協議会
青少年育成さいたま市民会議
さいたまチャレンジスクール運営会議

## さいたま市子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プランの進捗状況について

### 1 計画の位置づけと目標

第3期さいたま市子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プランにおける「子ども・子育て支援事業計画」では、本市の放課後児童健全育成事業について、「量の見込み」や「確保方策」を設定し、達成に向けて施策を推進している。

#### (1) 放課後児童クラブ・放課後子ども居場所事業（午後5時以降の利用区分のみ）

小学校に就学している児童の保護者が、就労等により家庭にいない場合に、放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援する事業。

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題であることから、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により、放課後児童対策を実施し、利用を希望する全ての児童に安全・安心な放課後の居場所を提供する。

#### ◆目標値（単位：人）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,365	14,989	15,360	15,750	15,988
確保方策	15,587	16,187	16,595	17,083	17,463

#### (2) 放課後児童健全育成事業とチャレンジスクールの校内交流型による実施

希望するすべての就学児童が多様な体験・活動を行えるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ又は放課後子ども居場所事業）とチャレンジスクールの校内交流型による実施を推進する事業。

#### ◆目標値（単位：箇所）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	75	83	88	92	95

### 2 令和7年度の実績

#### (1) 放課後児童クラブ・放課後子ども居場所事業（午後5時以降の利用区分のみ）

##### ○ 受入可能児童数

目標：15,587人

実績：15,354人（公設：3,249人、民設：11,012人、居場所事業：1,093人）

#### (2) 放課後児童健全育成事業とチャレンジスクールの校内交流型による実施

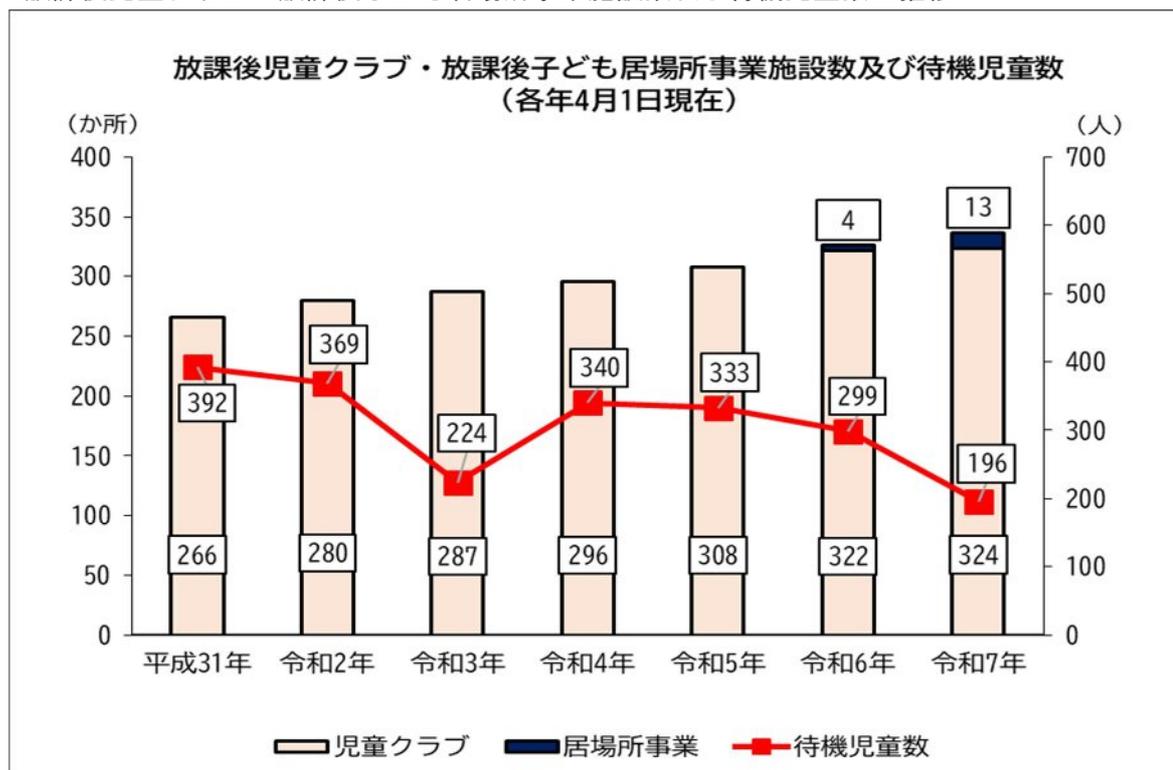
##### ○ 実施箇所数

目標：75箇所

実績：73箇所

### 3 施策推進の効果（各年4月1日時点）

#### (1) 放課後児童クラブ・放課後子ども居場所事業施設数及び待機児童数の推移



#### (2) 受入定員増減の推移

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公設	0	0	0	-160	-390
民設	405	328	364	620	354
居場所事業 (実施校数)				4	9

#### (3) 入室児童数の推移

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
公設	3,715	-22	3,709	-6	3,712	3	3,650	-62	3,185	-465
民設	7,888	-134	8,362	474	8,755	393	9,553	798	9,801	248
居場所事業 (区分2)							238	238	1,093	855
合計	11,603	-156	12,071	468	12,467	396	13,441	974	14,079	638

## 放課後子ども居場所事業の愛称について

### 1 愛称決定の目的・経緯

- 放課後子ども居場所事業に対して、利用児童がより親しみと愛着をもって参加できるよう、事業および利用区分の愛称を設定することとした。
- 令和7年12月17日～令和8年1月4日の期間、現在の利用児童を対象に、放課後児童課が作成した10案の中から選択するオンライン投票を実施し、その結果を踏まえて愛称を決定した。
- 決定した愛称については、令和8年4月1日から使用を開始できるよう、順次周知・準備を進めている。

### 2 愛称の内容

#### (1) 事業名の愛称

**放課後みんなのひろば**

#### (2) 利用区分の愛称

- ・ 区分1：わくわくタイム
- ・ 区分2：ゆったりタイム

※利用区分の愛称については、放課後児童課で決定

### 3 投票の実施状況

- ・ 対象児童：放課後子ども居場所事業利用児童（13校・1,745人 / 令和7年12月1日時点）
- ・ 投票期間：令和7年12月17日～令和8年1月4日
- ・ 投票方法：児童によるオンライン投票
- ・ 投票結果：回答者数632人（回答率 36.2%）
- ・ 使用開始：令和8年4月1日から順次実施

順位	愛称候補	投票数					合計	割合
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生		
1	放課後みんなのひろば	81	66	40	11	1	199	31.5%
2	放課後つながりひろば	57	26	13	5	0	101	16.0%
3	放課後かがやきひろば	43	28	6	4	2	83	13.1%
3	放課後ともだちひろば	44	22	11	5	1	83	13.1%
5	放課後みらいひろば	26	22	17	5	0	70	11.1%
6	放課後あそびのひろば	14	5	7	1	1	28	4.4%
7	放課後きらりひろば	15	4	5	3	1	28	4.4%
8	放課後つどいひろば	10	4	3	0	1	18	2.9%
9	放課後ほほえみひろば	5	5	2	1	0	13	2.1%
10	放課後ゆうゆうひろば	4	4	0	1	0	9	1.4%
合 計		299	186	104	36	7	632	100.0%